5　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下５において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行（特例企業会計基準等適用法人等である銀行を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

6　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

第１　〔年　月　日から／年　月　日まで〕　中間事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［表　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

8　特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕　［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［表　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

6　特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

第２　中間連結財務諸表

１　中間連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、中間連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の中間連結財務諸表（注記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

［２～５　略］

5　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下５において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

［項を加える。］

第１　〔年　月　日から／年　月　日まで〕　中間事業概況書

［１・２　同左］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［表　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［項を加える。］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕　［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［表　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［項を加える。］

第２　中間連結財務諸表

１　中間連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

［２～５　同左］